2　競争参加資格

次に掲げる⑴から⑾の全ての条件を満たしている者、若しくは条件を満たしている二者又は三者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、共同企業体にあっては北陸農政局長から共同企業体として資格認定を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　北陸農政局における「土木一式工事」に係る平成21・22年度一般競争参加資格の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑶の再認定を受けた者を除く。

⑸　北陸農政局における「土木一式工事」に係る平成21・22年度一般競争参加資格の認定の際に、単体及び共同企業体の代表者は、客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,250点以上であること。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員は、客観点数が1,150点以上であること。上記２の⑶の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が要件を満たしていること。

⑹　施工実績　単体及び共同企業体の代表者及び構成員は、次に示す①及び②の同種工事の施工実績を有すること。なお、①と②の工事は別工事でも可とする。また、共同企業体の場合は、代表者と構成員それぞれの施工実績で次に示す①及び②の同種工事の施工実績でも可とする。

①　平成６年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、排水量21.0㎥/ｓ以上かつ排水ポンプ口径1,100㎜以上を有する排水機場工事。

②　平成６年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、鉄筋コンクリート造かつ延床面積450㎡以上の排水機場建屋工事。

共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

なお、当該実績が各地方農政局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成６年度以降に上記２の⑹に掲げる工事の施工経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（平成16年２月29日以前に交付された監理技術者資格者証を有する者は、監理技術者講習修了証を有する者とみなす。）を有する者であること。

なお、共同企業体の配置すべき技術者は、構成員の１社以上が監理技術者、その他の構成員は主任技術者とする。

また、当該経験が各地方農政局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑻　次に示す内容に対する技術提案等（以下「技術提案」という。）についての技術的所見が適正であること。

①　技術提案

ア　コンクリート構造物の品質向上対策について

イ　近接した既設排水機場に配慮した仮設土留工の施工計画について

②　施工計画　施工計画上考慮すべき事項についての検討の適切性（工期設定の適切性含む）

技術提案の提出にあたっては、入札説明書に示す全ての条件を満足する内容とすること。技術提案が適正と認められない場合で、標準案に基づいて施工する意志がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案による施工計画を提出すること。

⑼　申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、北陸農政局長から「北陸農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止等を受けていないこと。

⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負者（請負者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該請負者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案

③　施工計画

④　ＶＥヒアリング内容

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点（技術提案、施工計画）」の最高点を40点、「加算点（ＶＥヒアリング内容）」の最高点を10点とする。

②　施工体制評価点の算出方法は、技術資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を与える。

③　「加算点」の算出方法は、上記３の⑴の評価項目（技術提案、施工計画）について評価した結果、得られた「評価点数」の合計値の最も高い者に40点、その他の者は「評価点数」の合計値に応じて按分して求められる点数を「加算点」として与える。また、「評価項目（ＶＥヒアリング内容）」については、ＶＥ提案におけるヒアリング結果に応じて、得られた「評価点数」を「加算点」として与える。

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式（標準Ａ型及び施工体制確認型）は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}　／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

⑤　施工体制評価点の評価結果が低い者に対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。

⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア　入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ　技術提案及び施工計画が、発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らないこと。

ただし、落札者となるべき者の「評価値」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこと